別記様式第２号

（表）

診　　　　　断　　　　　書

患者の氏名

患者の住所

患者の生年月日　　　　　年　　月　　日

疾　患　名

症状（日常生活用具を必要とする身体の状況等）

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。

（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

以上のとおり診断します。

　　年　　月　　日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師の氏名

（裏）

医師の皆様へ

東広島市では、難病患者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、障害者総合支援法の対象疾患の患者であって、介護保険法、老人福祉法、児童福祉法の施策の対象とならない者が次の表の対象者欄に掲げる身体的状況にあると認められる場合は、同表の種目欄の日常生活用具を給付することとしています。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、診断書に必要事項を記入してくださるようお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　目 | 対　　象　　者 | 性　　　　　　　能 |
| 特殊寝台 | 寝たきり状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの |
| 特殊マット | 寝たきり状態にある者 | 褥瘡（じょくそう）の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの |
| 特殊尿器 | 自力で排尿できない者 | 尿が自動的に吸引されるものであって、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの |
| 体位変換器 | 寝たきり状態にある者 | 介護者が難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの |
| 移動用リフト | 下肢又は体幹機能に障害のある者 | 介護者が難病患者を移動させる際に容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。） |
| 訓練用ベッド | 下肢又は体幹機能に障害のある者 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの |
| 入浴補助用具 | 入浴に介護を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） |
| 便器 | 常時介護を要する者 | 難病患者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。） |
| 移動・移乗  支援用具 | 下肢機能に障害のある者 | おおむね次のような性能を有するものであること。（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）  （１）難病患者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの  （２）転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 |
| 洗浄機能付  便座 | 上肢機能に障害のある者 | 上置式であって、温水温風を出すことが可能なものであり、難病患者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） |
| 自動消火器 | 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの |
| ネブライザー  （吸入器） | 呼吸器機能に障害のある者 | 難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの |
| 電気式たん  吸引器 | 呼吸器機能に障害のある者 | 難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの |
| 動脈血中酸素  飽和度測定器  （パルスオキ  シメータ） | 人工呼吸器の装着が必要な者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの |
| 居宅生活動作  補助用具 | 下肢機能又は体幹機能に障害のある者 | 難病患者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの |